

6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地の人口は、全国的に少子高齢社会の人口減少時代となった現在でも増加の傾向を示しています。これは、中心市街地で土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市基盤整備により、災害に強いまちづくりが進められ、民間開発（マンション建設）が進んだことが要因として挙げられます。

今後も中心市街地のマンション需要は若年層やファミリー層を中心に高い状態が続くと予想され、人口増加の傾向は当面続くと考えられます。

【住宅供給のための事業及び居住環境の向上のための事業の必要性】

少子高齢化社会に対応した中心市街地づくりを進めるためには、交流人口の確保とともにサステナブルな社会づくりが必要です。まちなか居住という視点から、若年層から高齢者まで多世代が交流する多機能型住居の整備を行い居住環境の向上を図ります。

さらに、民間開発（マンション建設）が引き続き活発であることから、まちの快適性や利便性を高める施策との連携が必要になっています。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況や事業効果について、事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携し、検証や必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅(西口)周辺土地 区画整理事業 ※再掲 93 ページ参照				
【事業名】 高崎駅東口第九地区市 街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高崎駅東口第九地区市 街地再開発事業 ※再掲 94 ページ参照				

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 多機能型住居整備事業 【内容】 多世代交流施設などの建設 0.27ha 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	医療法人 社 団 山 崎 会 ほか	多機能型住居(子ども預かり施設、福祉センター、多世代交流施設、学生向け住宅など)を整備し、中心市街地の交流と賑わいの向上を図る。 この事業は、歩いてみたい、訪れてみたい、住んでみたい拠点・回遊性の向上に寄与することから、“市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち”の実現に必要である。	【支援措置】 高齢者等居住安定化推進事業 【実施時期】 平成 26 年度～ 平成 28 年度	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 東口第二土地区画整理事業 ※再掲 96 ページ参照				